

守大助さんの裁判のやり直しを求める要請

私たちは、仙台北陵クリニック事件で2008年(平成20年)2月に無期懲役が確定し、現在千葉刑務所に収監されている守大助さんの裁判のやり直しを求めます。

事件の概要
本事件は2001年(平成13年)、当時の仙台北陵クリニックに准看護師として勤務していた守さんが、筋弛緩剤を点滴に混入して5人の患者に投与したとして殺人・殺人未遂の罪で起訴されたものです。

守さんは、裁判でも一貫して無実を主張し続け、2012年(平成24年)に獄中から裁判のやり直しを求めました(第一次再審請求)が、一審から最高裁まで一度も証拠調べや証拠開示がなされないまま請求が棄却されてしまいました。

裁判を通して明らかになったこと
確定審と第一次再審請求審を通じて明らかになったことは、1)守大助さんが点滴ボトルに筋弛緩剤を入れたという客観的証拠が何もないこと、2)唯一の物証として有罪の決め手とされた、患者の体内から筋弛緩剤を検出したとする大阪府警科学捜査研究所の鑑定が、極めて杜撰で科学的な検証に耐えられるものではなく、筋弛緩剤が含まれているという証明になっていないこと、3)被害者とされた患者の様態が、筋弛緩剤投与による薬効と程遠いものであることです。

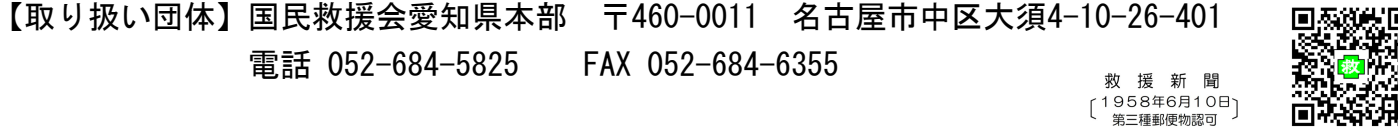
事件の真相
当時クリニック内で急変患者が続出したことを不審視した警察が、「筋弛緩剤混入」という見込捜査を行ないました。カルテさえ調べずに守さんを逮捕し、マスコミが大々的に報道したことで犯人像が作られてしまいました。しかし現実には、患者を担当した医師自身が5人ともに急変の原因が「病変」であることを認めており、そもそも「事件はなかった」というのがこの事件の真相です。

裁判所の判断
裁判所はこうした実態に目を向けず、検察側証人の供述のみを信用して、推測を積み重ねて有罪としてしまいましたが、全く合理性に欠けた判断だったと言わざるを得ません。こんな不合理な判決で、無実の青年を無期懲役という過酷な刑に処することは、絶対あってはならないことです。

貴所への要請
貴所におかれては、今回提出する新証拠だけでなく捜査関係資料など未提出の証拠も開示させ、「白鳥・財田川決定」に従って新旧全ての証拠を総合評価したうえで真実を明らかにし、「疑わしきは罰せず」の原則に則って、速やかに再審開始決定を下されるよう要請いたします。

要請者氏名	要請者住所

【署名集約先】 〒980-0022 宮城県仙台市青葉区五橋1 丁目5-13 日本国民救援会宮城県本部内
Tel : 022-222-6458 Fax022-222-6450 E メール kyuenkai-miyagi@rapid.ocn.ne.jp
【取り扱い団体】 国民救援会愛知県本部 〒460-0011 名古屋市中区大須4-10-26-401
電話 052-684-5825 FAX 052-684-6355



仙台北陵クリニック筋弛緩剤えん罪事件

無実の守大助さんの早期仮釈放を求める要請書

守大助さんは、准看護師として勤務していた仙台市の北陵クリニックにおいて、点滴液に筋弛緩剤マスキュラックスを混注して入院患者 5 人に投与して殺害しようとしたとして、2001年に殺人・殺人未遂の罪で逮捕・起訴され、1 審で無期懲役刑が言い渡され、2008年3月10日に確定して、現在千葉刑務所に収監されています。

守大助さんは、確定審の段階から一貫して無実を主張し続け、その後2012年に獄中から再審請求を申し立てましたが、一審から最高裁まで一度も証拠調べや証拠開示がなされないまま請求が棄却されたため、現在第二次再審請求を準備しているところです。

守大助さんの拘禁生活は、判決確定から既に18年を過ぎ、逮捕からの未決勾留期間を含めると、25年を超過しています。29歳だった青年が55歳となり、無実の息子を救うために全国を飛び回って支援を訴えている両親も高齢となって、「生きているうちに取り戻したい」との願いは切迫しています。

一方、刑法28条は、「改悛の状あるとき」「無期刑については十年を経過した後、行政官庁の処分によって仮に釈放することができる」と定め、更生保護法34条は、上記期間の経過と、○悔悟の情及び改善更生の意欲がある ○再び犯罪をするおそれがない ○保護観察に付することが改善更生のために相当である ○社会の感情がこれを是認する等の基準を定めています。しかし、この「悔悟の情」については、当然ながら、実際には罪を犯していないえん罪被害者には適用除外されるべき項目であり、これまでも昭和巖窟王事件、梅田事件、丸正事件、布川事件等の受刑者が仮釈放されてきました。

残る基準については、守大助さんの刑務所内での真面目な生活状況、社会に出たら再び看護師として働きたいという意欲、高齢とはいえ元気に暮らしている両親がおり、帰るべき自宅があり、そして守大助さんを支援する全国津々浦々に「守る会」や支援組織が存在するなど、仮釈放の障害となるような事情は何ひとつありません。

えん罪は、国家による最大の人権侵害です。間違った裁判をやり直して、一日も早く再審・無罪を勝ち取ることが何よりも重要ですが、無実の罪で囚われ、四半世紀を超えて人生を奪われている守大助さんにこれ以上拘禁生活を強いることは耐えがたいほど人道に反し許されません。一日、一秒でも早く両親と暮らす生活を取り戻すことがせめてもの償いです。

よって、私たちは、守大助さんの早期仮釈放を求め、刑務所所長におかれては早期に関東地方更生保護委員会に仮釈放の申し出をしていただくことを要請します。

要請者氏名	要請者住所

* 氏名・住所は「同上」等省略せずに記入して下さい。
【取り扱い団体】 〒980-0022 仙台市青葉区五橋1-5-13 県労連会館内
仙台北陵クリニック筋弛緩剤えん罪事件全国連絡会 Tel 022-222-6458

【署名集約先】 国民救援会愛知県本部 〒460-0011 名古屋市中区大須4-10-26-401
電話 052-684-5825 FAX 052-684-6355

